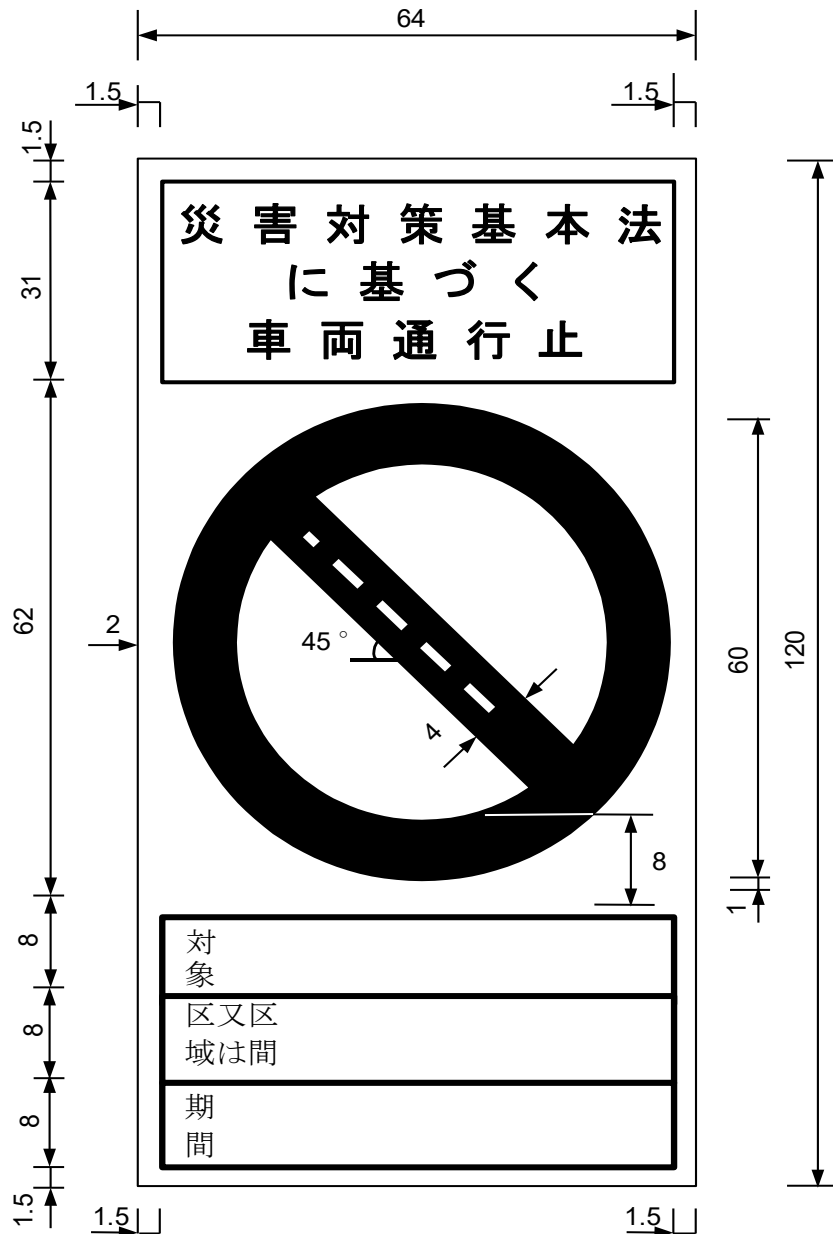


## 第7章 交通輸送



災害時における交通の規制に係る標示

◎ 災害対策基本法施行規則別記様式第2（第5条関係）



【備考】

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

## 災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県公安委員会）

大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいて、秋田県公安委員会が行う緊急通行車両等の確認は次の事務手続により行うものとする。

- 1 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申出により、公安委員会が必要と認めた車両をいう。
- 2 確認対象車両（緊急通行車両及び規制除外車両）
  - (1) 災害対策基本法の規程に基づく車両（緊急通行車両）
    - ア 警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告又は指示に従事するもの。
    - イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの。
    - ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。
    - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの。
    - オ 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの。
    - カ 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの。
    - キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの。
    - ク 緊急輸送の確保に従事するもの。
    - ケ その他災害発生の防禦又は拡大防止のための措置に従事するもの。
  - (2) 災害対策基本法の規定に基づく交通規制から除外する車両（規制除外車両）
    - ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
    - イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
    - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
    - エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
    - オ その他災害応急対策に従事する車両
  - (3) 大規模地震対策特別措置法の規程に基づく車両
    - ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。
    - イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの。
    - ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に従事するもの。
    - エ 施設及び設備の整備及び点検に従事するもの。
    - オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に従事するもの。
    - カ 緊急輸送の確保に従事するもの。
    - キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に従事するもの。
    - ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に従事するもの。
  - (4) 原子力災害対策特別措置法に基づく車両
    - ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。
    - イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に従事するもの。
    - ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。
    - エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急に復旧に従事するもの。
    - オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に従事するもの。
    - カ 緊急輸送の確保に従事するもの。
    - キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に従事するもの。
    - ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に従事するもの。
  - (5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規程に基づく車両
    - ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に従事するもの。

- イ 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの。
- ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に従事するもの。
- エ 輸送及び通信に従事するもの。
- オ 国民の生活の安定に従事するもの。
- カ 被害の復旧に従事するもの。

### 3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うこととなっているが、車両の使用者の申出により、各警察署長が専決事務として行う。また、緊急通行車両の証明書及び標章の交付は、警察本部及び交通検問所においても行うことができる。

### 4 確認事務処理要領

- (1) 緊急通行車両等確認の事務処理は、各警察署において行う。
- (2) 公安委員会は、事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとする。
- (3) 公安委員会は確認に当たっては、当該車両の使用者に既に交付されている届出済証を提出させるとともに、確認申出書に必要事項を記載させることにより手続きを行うものとする。
- (4) 届出済証による確認は、警察本部、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。

### 5 緊急交通路指定後の対応

#### (1) 緊急通行車両の確認を終えている車両

災害発生前（緊急交通路の指定前）に緊急通行車両の確認を終えている車両は、交通検問所で確認標章及び確認証明書を提示することにより緊急交通路を通行できる。

#### (2) 事前届出済の車両

事前届出済の緊急通行車両にあつては緊急通行車両確認申出書、規制除外車両にあつては規制除外車両確認申出書に必要事項を記載の上、交付済みである事前届出済証を出発地を管轄する警察署に提出する。

公安委員会は確認後、確認標章と確認証明書に必要事項を記入の上、申出者に交付する。

交付を受けた確認標章及び確認証明書を交通検問所で提示することにより緊急交通路を通行できる。

#### (3) 確認及び事前届出を終えていない車両

##### ア 緊急通行車両

緊急通行車両確認申出書に必要事項を記載の上、緊急通行車両であることを疎明する書面及び当該車両の自動車検査証等の写しとともに、出発地を管轄する警察署長に提出する。

公安委員会は、当該車両が災害応急対策等を実施するための緊急通行車両に該当するか否かについて、申出書及び添付書類を審査する。

審査結果により緊急通行車両に該当すると認められた場合は、確認標章と確認証明書に必要事項を記入の上、申出者に交付する。

交付を受けた確認標章及び確認証明書を交通検問所で提示することにより緊急交通路を通行できる。

##### イ 規制除外車両

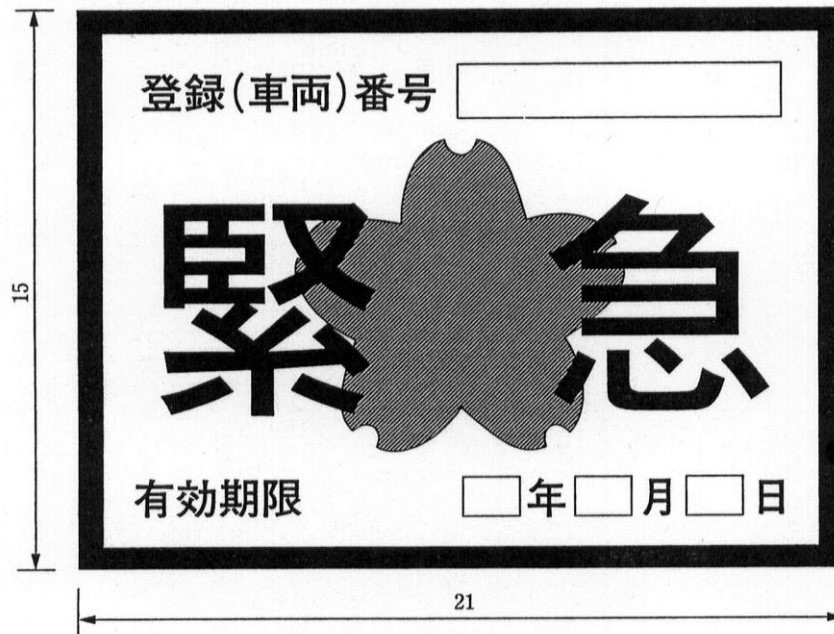
規制除外車両確認申出書に必要事項を記載の上、規制除外車両であることを疎明する書面及び当該車両の自動車検査証等の写しとともに、出発地を管轄する警察署長に提出する。

公安委員会は、当該車両が社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両で、公安委員会の意思決定により通行を認めるものに該当するか否かについて、申出書及び添付書類を審査する。

審査結果により規制除外車両に該当すると認められた場合は、確認標章と確認証明書に必要事項を記入の上、申出者に交付する。

交付を受けた確認標章及び確認証明書を交通検問所で提示することにより緊急交通路を通行できる。

## 災害対策基本法施行規則 別記様式第4（第6条の2関係）



## 【備考】

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

災害対策基本法施行規則 別記様式第5（第6条の2関係）

第 号  <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> 緊急通行車両等確認証明書  <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">秋 田 県 公安委員会 ㊤</div>	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
活 動 地 域	
車両の 使用者	住 所  (            )            局            番  氏名又は 名称
有 効 期 限	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記様式第3

災 害 応 急 対 策 用 原子力災害 国民保護措置用  規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書  年 月 日 秋田県公安委員会 殿  届出者住所 (電話) 氏名		災 害 応 急 対 策 用 第 号 原子力災害 国民保護措置用  規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  秋 田 県 公 安 委 員 会 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>
番号標に表示 されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署を経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品名）		
車 両 の 使 用 者	住 所  ( ) 局 番	
	氏 名	
活動地域		
(注)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。





別記様式第3(第6条関係)

年 月 日		
秋田県公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住 所  番	( ) 局
	氏名又は 名称	
緊急 連絡 先	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。



## 災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県）

災害対策基本法第76条及び同法施行令第33条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

### 1 緊急通行車両の定義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

### 2 確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。（同法第50条第1項）

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項。
- (2) 消防・水防その他の応急措置に関する事項。
- (3) 被災者の救護、救助その他の保護に関する事項。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項。
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項。
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項。

### 3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

- (1) 県有の車両及び借り上げ車両の確認は、総合防災課が行う。  
上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、使用者の申出により、事前に確認することができる。
- (2) 上記(1)以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が行う。

### 4 確認事務処理

#### (1) 申出の手続

緊急通行車両の申出は、別記様式第3（第6条関係）「緊急通行車両確認申出書」の提出により行うものとする。その際、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

- (ア) 申出に係る車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
- (イ) 申出に係る車両が、災害応急対策（2の(1)～(9)）を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

#### (2) 確認証明書及び標章の交付

(1)により緊急通行車両の確認を行ったときは、当該車両の使用者に対し、別記様式第4（第6条の2関係）「緊急通行車両の標章」及び別記様式第5（第6条の2関係）「緊急通行車両確認証明書」を交付すること。

**(3) 標章等の記載事項の変更の届出**

標章及び証明書（以下「標章等」という。）の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を別記様式第6（第6条の3関係）「緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書」及び変更した事項を確かめるに足る書類の提出により届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。

**(4) 標章等の再交付の申出**

標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を別記様式第7（第6条の4関係）「緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書」の提出により申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。

**(5) 標章等の返納**

標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章等（(ウ)の場合にあっては、発見し、又は回復した標章等）を返納しなければならない。

- (ア) 当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。
- (イ) 標章等の有効期限が到来したとき。
- (ウ) 標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を発見し、又は回復したとき。

**5 留意すべき事項**

緊急通行車両確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申出を受理できるようにしておくこと。

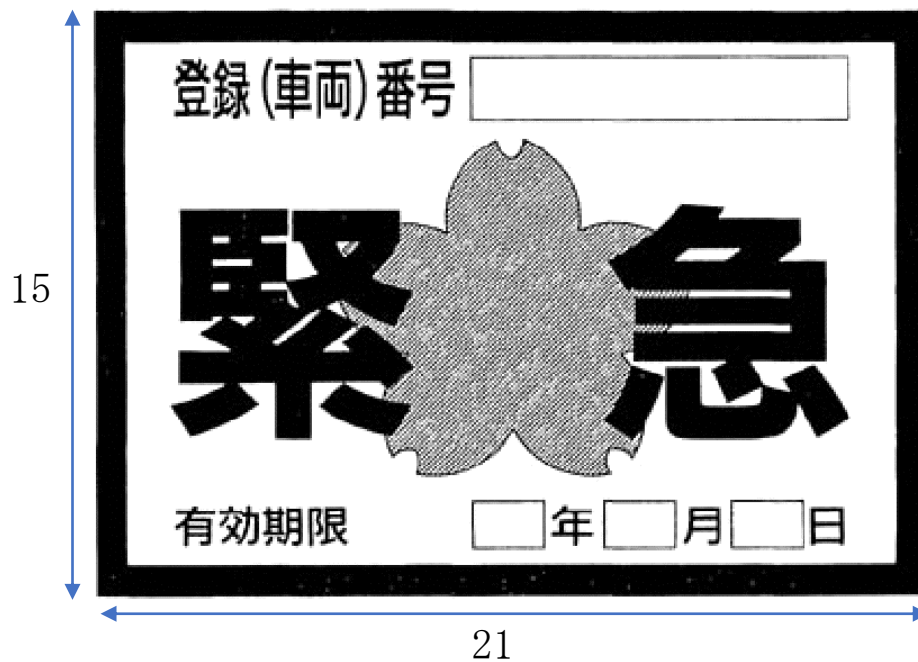
また、保管には十分留意し紛失などのないようにすること。

## 別記様式第3（第6条関係）

年 月 日	
秋田県知事 殿	
緊急通行車両確認申出書	
申出者 住所 氏名	
番号標に表示 されている番号	
車両の用途 （緊急輸送を行う 車両にあつては、輸 送人員又は品名）	
活動地域	
車両の 使用者	住所 電話番号（ ） 局 番
	氏名又は 名称
緊急 連絡先	住所 電話番号（ ） 局 番
	氏名
備考	

備考 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

## 別記様式第4（第6条の2関係）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 別記様式第5（第6条の2関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
秋 田 県 知 事		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途 （緊急輸送を行う車 両にあつては、輸送人 員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	電話番号（ ） 局 番
	氏名又は 名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

## 別記様式第6（第6条の3関係）

年 月 日	
秋田県知事 殿	
緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	
申出者 住所	
氏名	
番号標に表示 されている番号	
標章・証明書番号	
交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

## 別記様式第7（第6条の4関係）

年 月 日	
秋田県知事 殿	
緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書	
申出者 住所	
氏名	
番号標に表示 されている番号	
標章・証明書番号	
交付年月日	
再交付申出の理由	
備考	

備考 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

## 緊急輸送道路ネットワーク計画総括表

（平成31年4月現在）

道路種別	緊急輸送道路区分						
		第一次		第二次		第三次	
		路線数	道路延長(km)	路線数	道路延長(km)	路線数	道路延長(km)
高速自動車国道	既設	5	329.3				
		秋田道等					
	計画						
	既設						
都市高速道路	計画						
	既設						
その他有料道路 （公団・公社）	計画						
	既設						
一般国道 （指定区間）	既設	3	379.2				
	国道7号等						
	計画						
	既設	7	109.2	12	551.1	3	20.5
一般国道 （指定区間外）	国道101号等		国道101号等		国道341号等		
	計画						
主要地方道	既設	15	49.1	29	283.0	10	17.4
	横手大森大内線等		仁賀保矢島館合線等		男鹿琴丘線等		
	計画						
	既設	4	12.4	24	88.4	15	28.2
一般都道府県道	あきた空港西線等		御所野安田線等		払戸箱井線等		
	計画						
市町村道	既設	15	7.6	75	68.2	49	23.8
	長根町1号線等		長根町1号線等		御伊勢下中島線等		
	計画						
	既設	4	110.2	12	14.0	4	1.1
その他道路	能代港臨港道路等		秋田臨港道路等		国道7号道路敷等		
	計画						
小計	既設	53	997.0	152	1,004.6	81	91.0
	計画						
合計 （第一次～三次）	既設	286		2,092.6			
	計画						

## 緊急輸送道路ネットワーク計画における指定拠点

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
1	県庁	秋田県庁（議会棟舎）	秋田市山王 4-1-1	●			
2	市役所	鹿角市役所	鹿角市花輪荒田 4-1	●			
3	市役所	大館市役所	大館市中城 20	●			
4	市役所	北秋田市役所	北秋田市花園町 19-1	●			
5	市役所	能代市役所	能代市上町 1-3	●			
6	市役所	秋田市役所	秋田市山王 1 丁目 1	●			
7	市役所	男鹿市役所	男鹿市船川港船川泉台 66-1	●			
8	市役所	潟上市役所	潟上市天王字棒沼台 226-1	●			
9	市役所	由利本荘市役所	由利本荘市尾崎 17	●			
10	市役所	にかほ市役所	にかほ市象潟町字浜/田 1	●			
11	市役所	大仙市役所	大仙市大曲花園町 1-1	●			
12	市役所	仙北市役所	仙北市田沢湖生保内字宮/後 30	●			
13	市役所	横手市役所条里北庁舎	横手市 条里 1 丁目 1-64	●			
14	市役所	湯沢市役所	湯沢市佐竹町 1-1	●			
15	町村役場	小坂町役場	鹿角郡小坂町小坂字上谷地 41-1		●		
16	町村役場	上小阿仁町役場	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原 118 番地		●		
17	町村役場	三種町役場	山本郡三種町鶴川岩谷子 8		●		
18	町村役場	八峰町役場	山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田 118		●		
19	町村役場	藤里町役場	山本郡藤里町藤琴藤琴 8		●		
20	町村役場	五城目町役場	南秋田郡五城目町西磯/目 1 丁目 1-1		●		
21	町村役場	八郎潟町役場	南秋田郡八郎潟町大道 80		●		
22	町村役場	井川町役場	南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋/口 78-1		●		
23	町村役場	大潟村役場	南秋田郡大潟村中央 1-1		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
24	町村役場	美郷町役場	仙北郡美郷町土崎上野乙170-10		●		
25	町村役場	羽後町役場	雄勝郡羽後町西馬音内中野177		●		
26	町村役場	東成瀬村役場	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1		●		
27	地域振興局	鹿角地域振興局	鹿角市花輪六月田1		●		
28	地域振興局	北秋田地域振興局	北秋田市鷹巣東中岱76-1		●		
29	地域振興局	山本地域振興局	能代市御指南町1-10		●		
30	地域振興局	秋田地域振興局	秋田市山王4丁目1-2		●		
31	地域振興局	由利地域振興局	由利本荘市水林366		●		
32	地域振興局	仙北地域振興局	大仙市大曲上栄町13-62		●		
33	地域振興局	平鹿地域振興局	横手市旭川1丁目3-41		●		
34	地域振興局	雄勝地域振興局	湯沢市千石町2丁目1-10		●		
35	下水処理センター	大館処理センター	大館市川口中川口1		●		
36	下水処理センター	秋田臨海処理センター	秋田市向浜2丁目3-1		●		
37	下水処理センター	大曲処理センター	大仙市花館上大戸下川原74-36		●		
38	警察本部	秋田県警察本部	秋田市山王4丁目1-5		●		
39	警察署	鹿角警察署	鹿角市花輪向畑100		●		
40	警察署	大館警察署	大館市根下戸新町1-70		●		
41	警察署	北秋田警察署	北秋田市鷹巣下家下		●		
42	警察署	能代警察署	能代市日吉町1-24		●		
43	警察署	男鹿警察署	男鹿市船川港船川新浜町1-4		●		
44	警察署	五城目警察署	南秋田郡五城目町七倉178-4		●		
45	警察署	秋田臨港警察署	秋田市土崎港西3丁目1-8		●		
46	警察署	秋田中央警察署	秋田市千秋明德町1-9		●		
47	警察署	秋田東警察署	秋田市上北手百崎内山60-2		●		
48	警察署	由利本荘警察署	由利本荘市中町27		●		
49	警察署	にかほ警察署	にかほ市象潟町入道島15-8		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
50	警察署	大仙警察署	大仙市大曲日の出町1丁目1-30		●		
51	警察署	仙北警察署	仙北市角館町西野川原34-6		●		
52	警察署	横手警察署	横手市安田字越廻71		●		
53	警察署	湯沢警察署	湯沢市千石町1丁目3-5		●		
54	各隊	交通機動隊	秋田市八橋下八橋191		●		
55	各隊	機動隊	秋田市新屋勝平台9		●		
56	各隊	鉄道警察隊	秋田市中通7丁目1-2		●		
57	各隊	機動捜査隊	秋田市上北手百崎内山60-2		●		
58	各隊	高速道路交通警察隊	秋田市上北手古野大繫沢30-2		●		
59	各隊	航空隊	秋田市雄和椿川山籠40-1		●		
60	消防本部	鹿角広域行政組合消防本部	鹿角市花輪向畑100-2		●		
61	消防本部	大館市消防本部	大館市根下戸新町1-1		●		
62	消防本部	北秋田市消防本部	北秋田市鷹巣北中家下85		●		
63	消防本部	能代山本広域市町村圏組合消防本部	能代市緑町2-22		●		
64	消防本部	秋田市消防本部	秋田市山王1丁目1-1		●		
65	消防本部	男鹿地区消防一部事務組合消防本部	男鹿市船川港船川海岸通り二 号12-7		●		
66	消防本部	五城目町消防本部	南秋田郡五城目町富津内下山 内字奈良崎90-1		●		
67	消防本部	湖東地区消防本部	南秋田郡井川町浜井川喜兵衛 堰10-1		●		
68	消防本部	由利本荘市消防本部	由利本荘市美倉町27-2		●		
69	消防本部	にかほ市消防本部	にかほ市金浦館々森152		●		
70	消防本部	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	大仙市大曲栄町13-47		●		
71	消防本部	横手市消防本部	横手市条里1丁目1-1		●		
72	消防本部	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	湯沢市材木町2丁目1-3		●		
73	消防署	鹿角消防署	鹿角市花輪向畑100-2		●		
74	消防署	大館市消防署	大館市根下戸新町1-1		●		
75	消防署	北秋田市消防署	北秋田市鷹巣北中家下85		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
76	消防署	能代消防署	能代市緑町 2-22		●		
77	消防署	二ツ井消防署	能代市二ツ井町中坪 41-4		●		
78	消防署	三種消防署	山本郡三種町川尻東大堤下 23-1		●		
79	消防署	八峰消防署	山本郡八峰町峰浜目名瀧下谷地 152-3		●		
80	消防署	秋田消防署	秋田市山王 1 丁目 1-1		●		
81	消防署	土崎消防署	秋田市土崎港西 4 丁目 2-10		●		
82	消防署	城東消防署	秋田市東通 6 丁目 16-16		●		
83	消防署	秋田南消防署	秋田市御野場 2 丁目 15-5		●		
84	消防署	男鹿地区消防署	男鹿市船川港船川海岸通り二 号 12-7		●		
85	消防署	五城目消防署	五城目町富津内下山内字奈良 崎 90-1		●		
86	消防署	湖東地区消防署	南秋田郡井川町浜井川喜兵衛 堰 10-1		●		
87	消防署	本荘消防署	由利本荘市美倉町 27-2		●		
88	消防署	矢島消防署	由利本荘市矢島町元町大川原 127-1		●		
89	消防署	にかほ市消防署	にかほ市金浦館々森 152		●		
90	消防署	大曲消防署	大仙市大曲栄町 13-47		●		
91	消防署	角館消防署	仙北市角館町西野川原 25-10		●		
92	消防署	横手市消防署	横手市条里 1 丁目 1-1		●		
93	消防署	湯沢消防署	湯沢市材木町 2 丁目 1-3		●		
94	国土交通省	能代河川国道事務所	能代市鹹淵一本柳 97-1		●		
95	国土交通省	秋田河川国道事務所	秋田市山王 1 丁目 10-29		●		
96	国土交通省	湯沢河川国道事務所	湯沢市関口上寺沢 64-2		●		
97	国土交通省	大館国道出張所	大館市根下戸新町 1-68		●		
98	国土交通省	能代国道維持出張所	能代市鹹淵家ノ下 19		●		
99	国土交通省	秋田国道維持出張所	秋田市泉字登木 73-3		●		
100	国土交通省	本荘国道維持出張所	由利本荘市石脇田尻野 18		●		
101	国土交通省	大曲国道維持出張所	大仙市飯田字大道端 128		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
102	国土交通省	角館国道維持出張所	仙北市角館町小勝田前田 96-3		●		
103	国土交通省	湯沢国道維持出張所	湯沢市愛宕町 5 丁目 1-3		●		
104	国土交通省	秋田空港・航空路監視レーダー事務所	秋田市雄和椿川山籠 49		●		
105	国土交通省	東北地方整備局秋田港湾事務所	秋田市土崎港西 1 丁目 1-49		●		
106	国土交通省	秋田運輸支局	秋田市泉登木 74-3		●		
107	国土交通省	秋田海上保安部	秋田市土崎港西 1 丁目 7-35		●		
108	農林水産省	東北森林管理局	秋田市中通 5 丁目 9-16		●		
109	農林水産省	東北農政局秋田県拠点	秋田市山王 7-1-5		●		
110	財務省	秋田財務事務所	秋田市山王 7 丁目 1-4		●		
111	厚生労働省	秋田労働局	秋田市山王 7 丁目 1-3		●		
112	NEXCO 東日本	NEXCO 東日本 青森管理事務所	青森市大字岩渡字熊沢 250-259		●		
113	NEXCO 東日本	NEXCO 東日本 秋田管理事務所	秋田市上北手古野字大繫沢 30-2		●		
114	東北電力	東北電力（株）秋田支店	秋田市山王 5 丁目 15-6		●		
115	NTT 東日本	東日本電信電話（株）秋田支店	秋田市中通 4 丁目 4-4		●		
116	NTT ドコモ	（株）NTT ドコモ東北支社秋田支店	秋田市大町 4 丁目 2-39		●		
117	ガス	のしろエネルギーサービス（株）	能代市万町 11-21		●		
118	ガス	東部瓦斯（株）秋田支社	秋田市檜山川口境 1-1		●		
119	ガス	（一社）秋田県 LP ガス協会	秋田市山王 3 丁目 1-7 東カビルディング 7F		●		
120	ガス	湖東瓦斯（株）	潟上市昭和豊川竜毛下斉藤田 64		●		
121	鉄道会社	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	北秋田市阿仁銀山字下新町 41-1		●		
122	鉄道会社	東日本旅客鉄道（株）秋田支社	秋田市中通 7 丁目 1-1		●		
123	鉄道会社	日本貨物鉄道株式会社（東北支社秋田総合鉄道部）	秋田市泉菅野 1 丁目 19-1		●		
124	鉄道会社	秋田臨海鉄道株式会社	秋田市土崎港西一丁目 12 番 6 号		●		
125	鉄道会社	由利高原鉄道株式会社	由利本荘市矢島町七日町字羽坂 21 番地 2		●		
126	放送機関	日本放送協会秋田放送局	秋田市東通仲町 4-2		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
127	放送機関	(株) 秋田放送	秋田市中通7丁目1-1-2		●		
128	放送機関	秋田テレビ(株)	秋田市八橋本町3丁目2-14		●		
129	放送機関	秋田朝日放送(株)	秋田市川尻町大川反233-209		●		
130	放送機関	(株) エフエム秋田	秋田市八橋本町3丁目7-10		●		
131	放送機関	株式会社秋田ケーブルテレビ	秋田市八橋南一丁目1-3		●		
132	日本赤十字支部	日本赤十字社秋田県支部	秋田市旭北栄町1-5		●		
133	秋田県医師会等	(一社) 秋田県医師会	秋田市千秋久保田町6-6		●		
134	秋田県医師会等	(一社) 秋田県歯科医師会	秋田市川尻町大川反170-102		●		
135	秋田県医師会等	(一社) 秋田県薬剤師会	秋田市千秋久保田町6-6		●		
136	秋田県医師会等	(公社) 秋田県看護協会	秋田市千秋久保田町6-6		●		
137	秋田県医師会等	秋田県厚生農業協同組合連合会	秋田市八橋南2丁目10-16		●		
138	運送業	日本通運(株) 秋田支店	秋田市泉北1丁目7-21		●		
139	運送業	佐川急便株式会社 (北東北支店秋田営業所)	秋田市飯島穀丁大谷地250		●		
140	運送業	ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店)	秋田市御所野湯本2丁目1-1		●		
141	運送業	福山通運株式会社 (秋田支店)	秋田市御所野湯本6丁目1-1		●		
142	運送業	西濃運輸株式会社 (秋田支店)	秋田市寺内神屋敷295-71		●		
143	運送業	(公社) 秋田県トラック協会	秋田市寺内蛭根1丁目15-20		●		
144	バス	秋北バス(株)	大館市御成町1丁目11		●		
145	バス	秋田中央交通(株)	秋田市川元山下町6-12		●		
146	バス	羽後交通(株)	横手市前郷二番町4-10		●		
147	自衛隊	陸上自衛隊第21普通科連隊 秋田駐屯地	秋田市寺内将軍野1		●		
148	自衛隊	航空自衛隊秋田救難隊	秋田市雄和椿川山籠23-26		●		
149	医療施設	かづの厚生病院	鹿角市花輪向畑18		●		
150	医療施設	大館市立総合病院	大館市豊町3-1		●		
151	医療施設	秋田労災病院	大館市軽井沢下岱30		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
152	医療施設	北秋田市民病院	北秋田市下杉上清水沢 16-29		●		
153	医療施設	能代厚生医療センター	能代市落合字上前田地内		●		
154	医療施設	地域医療機能支援機構 (JCHO) 秋田病院	能代市緑町 5-22		●		
155	医療施設	能代山本医師会病院	能代市檜山新田沢 105-11		●		
156	医療施設	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢 222-1		●		
157	医療施設	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面蓮沼 44-2		●		
158	医療施設	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋 1丁目 1-1		●		
159	医療施設	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6-10		●		
160	医療施設	中通総合病院	秋田市南通みその町 3-15		●		
161	医療施設	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4-30		●		
162	医療施設	男鹿みなと市民病院	男鹿市船川港船川海岸通り一 号 8-6		●		
163	医療施設	藤原記念病院	潟上市天王字上江川 47		●		
164	医療施設	由利組合総合病院	由利本荘市川口家後 38		●		
165	医療施設	本荘第一病院	由利本荘市岩渕下 110		●		
166	医療施設	由利本荘市 佐藤病院	由利本荘市小人町 117-3		●		
167	医療施設	大曲厚生医療センター	大仙市大曲通町 1-30		●		
168	医療施設	大曲中通病院	大仙市大曲上栄町 6-4		●		
169	医療施設	市立角館総合病院	仙北市角館町岩瀬 3		●		
170	医療施設	平鹿総合病院	横手市前郷八ツ口 3-1		●		
171	医療施設	市立横手病院	横手市根岸町 5-31		●		
172	医療施設	市立大森病院	横手市大森町菅生田 245-205		●		
173	医療施設	雄勝中央病院	湯沢市山田勇ヶ岡 25		●		
174	医療施設	町立羽後病院	雄勝郡羽後町西馬音内大戸道 44-5		●		
175	支援医薬品集積 センター	株式会社メディセオ大館 支店	大館市有浦 5丁目 3-2		●		
176	支援医薬品集積 センター	株式会社バイタルネット 大館支店	大館市清水 4丁目 4-43		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
177	支援医薬品集積センター	株式会社小田島大館支店	大館市釈迦内街道上 3-8		●		
178	支援医薬品集積センター	株式会社恒和薬品大館営業所	大館市餅田向田 119-3		●		
179	支援医薬品集積センター	株式会社スズケン大館支店	大館市餌釣前田 68-2		●		
180	支援医薬品集積センター	株式会社メディセオ能代支店	能代市能代町中川原 33-44		●		
181	支援医薬品集積センター	株式会社バイタルネット能代支店	能代市落合上悪土 208		●		
182	支援医薬品集積センター	東邦薬品株式会社能代営業所	能代市字寿域長根 26-36		●		
183	支援医薬品集積センター	株式会社メディセオ秋田	秋田市卸町 4-9-5		●		
184	支援医薬品集積センター	株式会社バイタルネット秋田支店	秋田市泉登木 221-1		●		
185	支援医薬品集積センター	株式会社小田島秋田支店	秋田市卸町 3 丁目 4-3		●		
186	支援医薬品集積センター	株式会社マルタケ秋田支店	秋田市卸町 1 丁目 9-18		●		
187	支援医薬品集積センター	東邦薬品株式会社秋田営業所	秋田市川尻町大川反 233-130		●		
188	支援医薬品集積センター	株式会社恒和薬品秋田営業所	秋田市新屋豊町 3-21		●		
189	支援医薬品集積センター	株式会社スズケン秋田支店	秋田市山王沼田町 6-5		●		
190	支援医薬品集積センター	株式会社バイタルネット本荘支店	由利本荘市川口堂/腰 126-6		●		
191	支援医薬品集積センター	東邦薬品株式会社本荘営業所	由利本荘市川口家後 20-3		●		
192	支援医薬品集積センター	株式会社バイタルネット大曲支店	大仙市飯田家/前 15		●		
193	支援医薬品集積センター	株式会社メディセオ横手支店	横手市杉沢鶴谷地 270		●		
194	支援医薬品集積センター	株式会社小田島横手支店	横手市婦気大堤平林 1-26		●		
195	支援医薬品集積センター	東邦薬品株式会社横手営業所	横手市横手町大関越 91-5		●		
196	支援医薬品集積センター	株式会社恒和薬品横手営業所	横手市横手町大関越 91-1		●		
197	支援医薬品集積センター	株式会社スズケン横手支店	横手市八幡八幡 79		●		
198	赤十字血液センター	赤十字血液センター	秋田市川尻町大川反 233-186		●		
199	空港	大館能代空港管理事務所	北秋田市脇神からむし岱 21-144	●			
200	空港	秋田空港管理事務所	秋田市雄和椿川字山籠 49	●			
201	重要港	能代港湾事務所	能代市大森山 1-2	●			

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
202	重要港	秋田県秋田港湾事務所	秋田市土崎港西1丁目7	●			
203	重要港	船川港湾事務所	男鹿市船川港船川外ヶ沢134	●			
204	地方港	秋田県漁業協同組合 北浦総括支所戸賀支所	男鹿市戸賀戸賀小沢5		●		
205	地方港	秋田県漁業協同組合 南部総括支所本荘西目支所	由利本荘市観音町34-1		●		
206	秋田駅	秋田駅	秋田市中通7丁目1-2	●			
207	主要駅	鹿角花輪駅	鹿角市花輪下中島		●		
208	主要駅	大館駅	大館市御成町1丁目3		●		
209	主要駅	鷹巣駅	北秋田市松葉町3		●		
210	主要駅	能代駅	能代市元町14		●		
211	主要駅	男鹿駅	男鹿市船川港船川新浜町		●		
212	主要駅	羽後本荘駅	由利本荘市西梵天		●		
213	主要駅	大曲駅	大仙市大曲通町6		●		
214	主要駅	角館駅	仙北市角館町中菅沢14		●		
215	主要駅	横手駅	横手市駅前町5		●		
216	主要駅	湯沢駅	湯沢市表町2丁目2		●		
217	広域防災拠点 （一次物資集積 拠点）	大館樹海ドーム	大館市上代野稻荷台1-1		●		
218	広域防災拠点 （一次物資集積 拠点）	県立中央公園スカイドーム	秋田市雄和椿川駒坂台4-1		●		
219	広域防災拠点 （一次物資集積 拠点）	神岡中央公園屋内多目的 施設「巖ドーム」 （B&G海洋センターを含む）	大仙市神宮寺中瀬古川敷212		●		
220	広域防災拠点 （一次物資集積 拠点）	協和多目的交流施設「樹パ ール」	大仙市協和船岡大袋2-2		●		
221	広域防災拠点 （一次物資集積 拠点）	秋田ふるさと村ドーム劇 場	横手市赤坂字富ヶ沢62-46		●		
222	広域防災拠点 （航空搬送拠点 臨時医療施設）	大館能代空港	北秋田市脇神字からむし岱21 番地144		●		
223	広域防災拠点 （航空搬送拠点 臨時医療施設）	秋田空港	秋田市雄和椿川字山籠49		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
224	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	長根山運動公園	大館市東台地内		●		
225	広域防災拠点(集結場所・ベースキャンプ)	長木川河川緑地	大館市片山字中道ほか		●		
226	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	北欧の杜公園	北秋田市上杉中山沢 128		●		
227	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	県立中央公園運動広場	秋田市雄和椿川駒坂台 4-1		●		
228	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	大仙市総合公園 (農業科学館・大曲西中学校を含む)	大仙市内小友字中沢頭ほか		●		
228-1	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	農業科学館	大仙市内小友中沢 171-4		-		大仙市総合公園に含む
228-2	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	大曲西中学校	大仙市内小友中沢 176-1		-		大仙市総合公園に含む
228-3	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	大仙市総合公園 駐車場	大仙市内小友字中沢頭地内		-		大仙市総合公園に含む
229	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	横手市赤坂総合公園 (横手南中学校を含む)	横手市赤坂地内		●		
229-1	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	横手南中学校	横手市赤坂字郷士館 32-1		-		横手市赤坂総合公園に含む
230	広域防災拠点	由利本荘総合防災公園	由利本荘市		●		
231	道の駅	道の駅 かづの	鹿角市花輪字新田町 11-4		●		
232	道の駅	道の駅 おおゆ	鹿角市十和田大湯字中谷地 19		●		
233	道の駅	道の駅 こさか七滝	鹿角郡小坂町上向藤原 35-3		●		
234	道の駅	道の駅 やたて峠	大館市長走字陣場 311		●		
235	道の駅	道の駅 ひない	大館市比内町扇田新大堤下 93-11		●		
236	道の駅	道の駅 たかのす	北秋田市綴子大堤道下 62-1		●		
237	道の駅	道の駅 あに	北秋田市阿仁比立内家ノ後 8-1		●		
238	道の駅	道の駅 大館能代空港	北秋田市脇神字からむし岱 21番地 144		●		
239	道の駅	道の駅 かみこあに	北秋田郡上小阿仁村小沢田向川原 66-1		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
240	道の駅	道の駅 ふたつい	能代市二ツ井町小繋字湯ノ沢中島 109-10		●		
241	道の駅	道の駅 ことおか	山本郡三種町鹿渡高石野 126-1		●		
242	道の駅	道の駅 はちもり	山本郡八峰町八森乙の水 72-4		●		
243	道の駅	道の駅 みねはま	山本郡八峰町峰浜沼田杵コ谷地 147		●		
244	道の駅	道の駅 あきた港	秋田市土崎港西1丁目9-1		●		
245	道の駅	道の駅 五城目	南秋田郡五城目町富津内下山内宇上広ヶ野 76-1		●		
246	道の駅	道の駅 てんのう	潟上市天王字江川上谷地 109-2		●		
247	道の駅	道の駅 しょうわ	潟上市昭和豊川竜毛字山の下 1-1		●		
248	道の駅	道の駅 おおがた	南秋田郡大潟村字西5丁目2		●		
249	道の駅	道の駅 岩城	由利本荘市岩城内道川新鶴湯 192-43		●		
250	道の駅	道の駅 にしめ	由利本荘市西目町沼田新道下 1112		●		
251	道の駅	道の駅 東由利	由利本荘市東由利老方畑田 28		●		
252	道の駅	道の駅 おおうち	由利本荘市岩谷町西越 36		●		
253	道の駅	道の駅 清水の里・鳥海郷	由利本荘市鳥海町上笹子塚台 100		●		
254	道の駅	道の駅 象潟	にかほ市象潟町大塩越 73-1		●		
255	道の駅	道の駅 協和	大仙市協和荒川新田表 15-2		●		
256	道の駅	道の駅 かみおか	大仙市北檜岡船戸 187		●		
257	道の駅	道の駅 なかせん	大仙市長野高畑 95-1		●		
258	道の駅	道の駅 雁の里せんなん	仙北郡美郷町金沢下館 124		●		
259	道の駅	道の駅 さんない	横手市山内土淵小目倉沢 34-8		●		
260	道の駅	道の駅 十文字	横手市十文字町字海道下 21 番地 4		●		
261	道の駅	道の駅 おがち	湯沢市小野橋本 90		●		
262	道の駅	道の駅 うご	雄勝郡羽後町西馬音内中野 200		●		
263	道の駅	道の駅 おが	男鹿市船川港船川字新浜町1番地 19		●		
264	広域避難地	高清水公園	秋田市寺内字高野		●		
265	広域避難地	八橋運動公園	秋田市		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
266	広域避難地	秋田カントリークラブ	秋田市新屋町砂奴寄 5-1		●		
267	広域避難地	大森山公園	秋田市浜田		●		
268	広域避難地	千秋公園	秋田市千秋公園		●		
269	広域避難地	本荘公園	由利本荘市尾崎		●		
270	備蓄倉庫	鹿角地域振興局防災備蓄倉庫	鹿角市花輪六月田 1		●		
271	備蓄倉庫	県北地区防災備蓄倉庫	北秋田市脇神からむし岱		●		
272	備蓄倉庫	山本地域振興局防災備蓄倉庫	能代市御指南町 1-10		●		
273	備蓄倉庫	中央地区防災備蓄倉庫	秋田市雄和椿川山籠 40-1		●		
274	備蓄倉庫	消防学校防災備蓄倉庫	由利本荘市岩城内道川築館 1-1		●		
275	備蓄倉庫	仙北地域振興局防災備蓄倉庫	大仙市大曲上栄町 13-62		●		
276	備蓄倉庫	県南地区防災備蓄倉庫	横手市赤坂大沼沢 2-9		●		
277	備蓄倉庫	雄勝地域振興局防災備蓄倉庫	湯沢市千石町 2 丁目 1		●		
278	ヘリコプター常駐場	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢 222-1		●		
279	ヘリコプター常駐場	秋田空港	秋田市雄和椿川字山籠 49		●		
280		小坂町向陽体育館	小坂町小坂字上谷地 41 番地 1			●	
281		大館市中央公民館体育館	大館市字桜町南 45-1			●	
282		大館市役所比内総合支所	大館市比内町扇田字新大堤下 93-6			●	
283		大館市役所田代総合支所	大館市早口字上野 43-1			●	
284		森吉総合窓口センター	北秋田市米内沢字七曲 23			●	
285		鷹巣体育館	北秋田市鷹巣字東中岱 11			●	
286		合川総合窓口センター	北秋田市新田目字大野 82-2			●	
287		合川体育館	北秋田市李岱字下豊田 25			●	
288		森吉総合スポーツセンター	北秋田市米内沢字七曲 172			●	
289		阿仁総合窓口センター	北秋田市阿仁銀山字下新町 41-1			●	
290		健康増進トレーニングセンター	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原 118			●	
291		向能代地域センター	能代市向能代字上野越 83 番地			●	

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
292		南地域センター	能代市河戸川字南後田134番地1			●	
293		扇淵地域センター	能代市扇田字道地155番地1			●	
294		道の駅ふたつ	能代市二ツ井町小繋字湯ノ沢中島109番地10			●	
295		三種町琴丘総合体育館	三種町鹿渡字盤若台75-1			●	
296		八峰町役場車庫	八峰町峰浜目名湯字目長田118			●	
297		八森除雪センター	八峰町八森字五輪台上段122-3			●	
298		特殊車両車庫	八峰町峰浜田中字鳥矢場11-11			●	
299		藤里町町民体育館	藤里町藤琴字家の後60			●	
300		藤里町土床体育館	藤里町粕毛字清水岱91			●	
301		秋田市立体育館	秋田市八橋本町六丁目12番20号			●	
302		秋田市中央卸売市場	秋田市外旭川字待合28番地			●	
303		西部体育館	秋田市新屋鳥木町2番55号			●	
304		秋田テルサ	秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号			●	
305		男鹿市総合体育館	男鹿市船川港比詰字大沢田111			●	
306		若美総合体育館	男鹿市鶴木字中角境36			●	
307		男鹿北中学校	男鹿市北浦北浦字山王林40			●	
308		車庫（建設課）	五城目町西磯/目一丁目4-1			●	
309		八郎潟町役場	南秋田郡八郎潟町大道80			●	
310		飯田川南公園一帯	潟上市飯田川下虻川字蟹沢12-1			●	
311		老人福祉センターゆうゆう	南秋田郡井川町寺沢字綱木沢145-1			●	
312		由利本荘市職業訓練センター	由利本荘市石脇字田尻30-22			●	
313		本荘南中学校	由利本荘市水林466			●	
314		本荘東中学校	由利本荘市薬師堂字境橋77番地			●	
315		矢島中学校	由利本荘市矢島町七日町字助の淵1-4			●	
316		岩城中学校	由利本荘市岩城二古字向村20-1			●	
317		由利中学校	由利本荘市前郷字根堀台39			●	

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
318		由利本荘市総合体育館	由利本荘市岩谷町字西越 62			●	
319		東由利中学校	由利本荘市東由利老方字台山 85			●	
320		西目中学校	由利本荘市西目町出戸字浜山 6-107			●	
321		鳥海中学校	由利本荘市鳥海町上川内字西野 108			●	
322		象潟中学校体育館	にかほ市象潟町字屋敷田 108			●	
323		とんがり童夢パオ	にかほ市中三地字中野 59-1			●	
324		井戸尻倉庫（旧奥山鉄工）	にかほ市平沢字井戸尻 19-1			●	
325		大曲体育館	大仙市大曲花園町 1-1			●	
326		大仙市役所神岡庁舎	大仙市神宮寺字蓮沼 16 番地 3			●	
327		大仙市役所西仙北庁舎	大仙市刈和野字本町 5 番地			●	
328		大仙市役所中仙庁舎	大仙市北長野字茶畑 141 番地			●	
329		大仙市役所協和庁舎	大仙市協和境字野田 4 番地			●	
330		大仙市役所南外庁舎	大仙市南外字下袋 218 番地			●	
331		大仙市役所仙北庁舎	大仙市高梨字田茂木 10 番地			●	
332		大仙市役所太田庁舎	大仙市太田町太田字新田田尻 3 番地 4			●	
333		美郷町役場六郷出張所（美郷町学友館）	美郷町六郷字安楽寺 122			●	
334		仙北市田沢湖総合開発センター	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 27			●	
335		仙北市西木総合開発センター	仙北市西木町上荒井字古堀田 47			●	
336		仙北市角館東公民館	仙北市角館町外ノ山 11			●	
337		横手市役所条里南庁舎	横手市条里一丁目 1-64			●	
338		稲川交流スポーツエリア	湯沢市川連町字大館中野 87 番地 1			●	
339		小町の郷公園	湯沢市小野字橋本 90 番地			●	
340		羽後町総合体育館	羽後町西馬音内字中野 187			●	
341		多目的研修集会施設（活性化センター）	羽後町西馬音内字中野 187			●	
342		東成瀬村役場 建設機械車庫	東成瀬村田子内字仙人下 81			●	
343		杉ホールひびき	能代市二ツ井町仁鮎字後山 38 番地 2			●	

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
344		種梅ふるさとの家	能代市二ツ井町種字下樋ノ口 167番地			●	
345		大信田多目的集会施設	八峰町峰浜埜字大信田 46-3			●	
346		秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原 34-1			●	
347		秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口 62-2			●	
348		狙半内地域センター	横手市増田町狙半内字七曲下 10			●	
349		農林業体験交流施設	羽後町飯沢字瀬後野 50			●	
350		青少年山の家	東成瀬村岩井川字野頭 36-2			●	
351		成瀬川交流館	東成瀬村椿川字大柳下村 56-1			●	

## 災害時における緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と公益社団法人秋田県トラック協会（以下「乙」という。）及び秋田県倉庫協会（以下「丙」という。）は、次のとおり、災害時における緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合若しくは秋田県以外の災害について甲が支援する場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙又は丙に対して行う緊急・救援輸送等及び物資の保管等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（緊急・救援輸送等に関する要請）

第2条 甲は、災害時において、次に規定する支援（以下「緊急・救援輸送等」という。）を必要と認めるときは、乙に対し、別紙1により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 物資等の緊急・救援輸送
- （2） （1）に必要な車両（霊柩車を含む。）、作業員、荷役機械及び資機材の手配
- （3） 物流専門家の県及び関係市町村の災害対策本部等への派遣による支援・助言等
- （4） その他必要な業務

2 乙は、前項の規定による甲の要請があったときは、緊急・救援輸送等を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 甲は、乙の行う緊急・救援輸送等に必要な燃料の優先確保及び緊急通行車両の指定その他円滑な輸送に必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第3条 乙は、緊急・救援輸送等を行ったときは、速やかに甲に対し、別紙2により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第4条 緊急・救援輸送等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、国土交通省の通達（平成11年3月26日自貨第39号）に基づき公示された運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（事故等）

第5条 乙が提供した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急・救援輸送を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、事業用自動車の運行に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（物資の保管等に関する要請）

第6条 甲は、災害時において、次に規定する支援（以下「物資の保管等」という。）を必要と認めるときは、丙に対し、別紙3により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 甲の指定する施設又は丙の会員事業所等での緊急・救援物資の入出庫、仕分け及び保管
- （2） 緊急・救援物資の在庫状況の把握及び甲への報告

- (3) (1)及び(2)に必要な作業員、荷役機械及び資機材の手配
  - (4) 物流専門家の県及び関係市町村の災害対策本部等への派遣による支援・助言等
  - (5) その他必要な業務
- 2 丙は前項の規定による甲の要請があったときは、物資の保管等を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。
- 3 甲は、丙の行う物資の保管等に必要な燃料の優先確保及び通信機器の配備その他施設の円滑な運営に必要な措置を講じるものとする。

(報告)

第7条 丙は、物資の保管等を行ったときは、速やかに甲に対し、別紙4により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(経費の負担)

- 第8条 物資の保管等に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用のうち、保管料及び荷役料は、丙の会員事業者が倉庫業法施行規則（昭和38年運輸省令第59号）に基づき国土交通大臣等に届出した料金を基準として、甲丙協議の上、決定するものとする。
- 3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲丙協議の上、決定するものとする。

(事故等)

- 第9条 事故の発生等により物資の保管が困難な事由が発生したときは、丙は、速やかに他の倉庫の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。
- 2 丙は、物資の保管に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(相互手配)

- 第10条 甲は、必要と認めるときは、第2条及び第6条の規定にかかわらず、緊急・救援輸送等を丙に、物資の保管等を乙に要請することができる。
- 2 乙及び丙は、前項の規定による甲の要請があったときは、相互に連携の上、可能な限り通常業務に優先して行うものとする。
- 3 前2項の既定を適用する場合には、第2章中「乙」とあるのは「丙」と、第3章中「丙」とあるのは「乙」と読み替えるものとする。

(市町村からの要請)

- 第11条 甲が行う緊急・救援輸送等及び物資の保管等を、秋田県内の市町村（以下「市町村」という。）が甲の委任を受け、又は甲の補助として行う場合において、市町村から乙及び丙に要請があったときは、乙及び丙は、前条までの既定に準じて支援するものとする。
- 2 前項のほか、市町村が独自に乙及び丙の支援を必要と認め、市町村から乙及び丙に要請があったときは、乙及び丙は、前条までの既定に準じて支援するよう努めるものとする。

(情報提供)

第12条 甲、乙及び丙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第13条 甲、乙及び丙は、災害の発生に備え、緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する防災訓練を、それぞれ協議の上で実施するよう努めるものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第14条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。

## （補償）

第15条 甲の要請により、緊急・救援輸送等又は物資の保管等に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年秋田県条例第8号）」の例により、その損害を補償する。

- （1） 緊急・救援輸送等又は物資の保管等に従事した者の故意又は重大な過失による場合
- （2） 当該損害につき、乙、丙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- （3） 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

## （協定の有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも更新しない旨の意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

## （協定の改定）

第17条 この協定は、甲、乙又は丙のいずれかから申し出があったときは、協議して協定を解除又は改定することができる。

## （準用及び協議）

第18条 この協定に定めのない事項については、「標準貨物自動車運送約款」及び「標準倉庫寄託約款（乙）」を準用するほか、この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月6日

甲 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県知事 佐竹 敬久

乙 秋田市寺内蛭根一丁目15番20号  
公益社団法人 秋田県トラック協会  
会長 嶋田 康子

丙 秋田市土崎港西二丁目5番9号  
秋田県倉庫協会  
会長 西宮 公平

（別紙1）

記 号 一 番 号

平成 年 月 日

（要請先）

様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

## 緊急・救援輸送等に関する要請書

「災害時における緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する協定書」第2条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

## 1 災害の状況及び要請事由

## 2 輸送に関する要請内容

物資等の種類・数量	積み込み 日時・場所	取り下ろし 日時・場所	備 考

## 3 物流専門家の派遣に関する要請内容

派遣場所	
人 数	
業務内容	
派遣期間	

## 4 その他参考となる事項

※この様式を基本に双方協議のうえで、別紙の添付や項目の追加等を行うことができる。

（別紙2）

## 緊急・救援輸送等に関する報告書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

（報告者）

要請のあった緊急・救援輸送等を次のとおり実施したので報告します。

## 1 輸送に関する実施内容

輸送 月日	事業者名	物資等の 種類・数量	輸送区間	使用車種 ・台数	乗員 数	備考

## 2 物流専門家の派遣に関する実施内容

派遣場所	
人数	
業務内容	
派遣期間	

## 3 その他参考となる事項

※この様式を基本に双方協議のうえで、別紙の添付や項目の追加等を行うことができる。

（別紙3）

記 号 一 番 号

平成 年 月 日

（要請先）

様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

## 物資の保管等に関する要請書

「災害時における緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する協定書」第6条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

## 1 災害の状況及び要請事由

## 2 物資の保管等に関する要請内容

要請項目	物資の種類 ・数量	作業場所	作業期間	備 考
<input type="checkbox"/> 入出庫 <input type="checkbox"/> 仕分け <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 在庫状況把握 <input type="checkbox"/> 処分				

## 3 物流専門家の派遣に関する要請内容

派遣場所	
人 数	
業務内容	
派遣期間	

## 4 その他参考となる事項

※この様式を基本に双方協議のうえで、別紙の添付や項目の追加等を行うことができる。

（別紙4）

## 物資の保管等に関する報告書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

秋田県倉庫協会  
会 長 ○ ○ ○ ○

要請のあった物資の保管等を次のとおり実施したので報告します。

## 1 物資の保管等に関する実施内容

実施項目	物資の種類 ・数量	作業場所	作業期間	延べ 作業人員	備 考
<input type="checkbox"/> 入出庫 <input type="checkbox"/> 仕分け <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 在庫状況把握 <input type="checkbox"/> 処分					

## 2 物流専門家の派遣に関する実施内容

派遣場所	
人 数	
業務内容	
派遣期間	

## 3 その他参考となる事項

※この様式を基本に双方協議のうえで、別紙の添付や項目の追加等を行うことができる。

## 大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル

制定：平成26年3月24日

改正：平成31年4月1日

## 第1章 物資班の設置等

## 第1 物資班の自動設置

大規模災害が発生し、県災害対策本部が設置された場合、県は、地域防災計画に基づき、災害対策本部事務局物資班（以下「物資班」という。）を自動的に設置する。

## 第2 物資班の体制等

## (1) 県関係各課の職員の参集確認

県に災害対策本部が設置された際、物資班の班長（以下「物資班長」という。）となる県総合防災課の職員は、物資班員となる県職員の参集を確認するほか、参集できない職員がある場合は、当該課の課長等に代替職員の参集を要請する。

## (2) 物流事業者に対する派遣要請

物資班長は、県による物資の輸送、保管等のため、物流の専門知識について支援・助言が必要と判断した場合、県災害対策本部事務局長（総合防災課長。以下「事務局長」という。）の指示のもと、県トラック協会及び県倉庫協会に対し、物資班及び一次物資集積拠点（以下「物資拠点」という。）への、物流専門家の派遣を電話等で要請する。（両協会との災害協定（別紙1）に基づき、後日要請文書を送付する。）

また、両協会は、県災害対策本部の設置を覚知した場合、県総合防災課危機管理・防災支援チームに状況を確認するほか、必要に応じて県災害対策本部室に自主的に参集する。

## (3) 物資班の体制

物資班を構成する各グループ、主な役割及び各職員の配置は次のとおりとする。

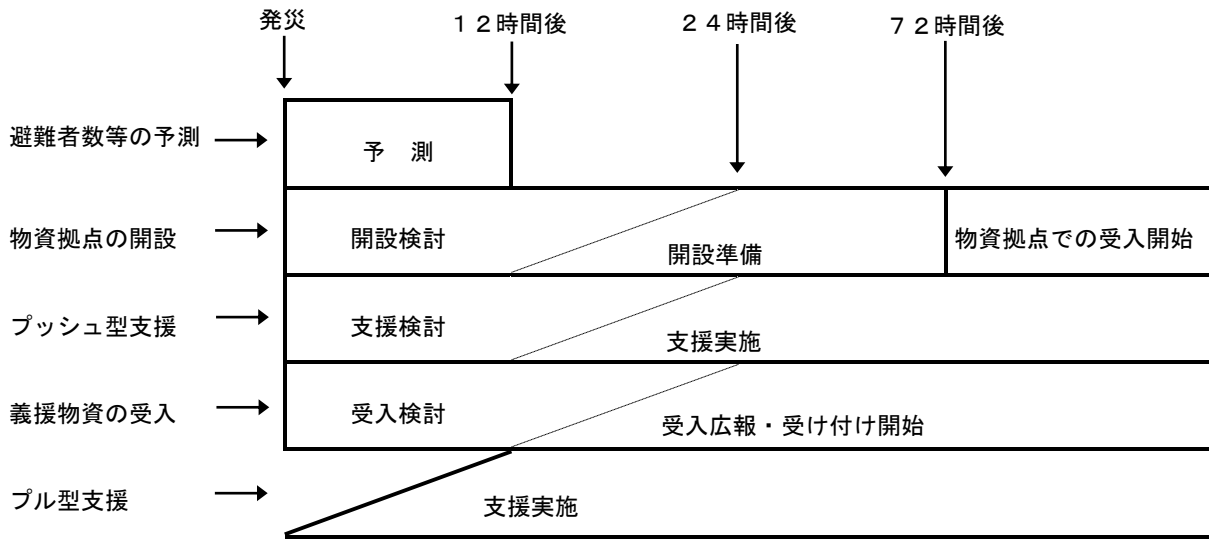
なお、必要な人数は、災害の規模や物資量等により異なるほか、24時間体制も想定されるため、物資班長は、災害対策本部事務局対策班長、県トラック協会、県倉庫協会と調整し、増員や交代要員の確保などにより体制を維持する。

	所属及び人数	主な役割
班 長	県総合防災課 1人	班の総括
情報グループ （以下「情報G」という。）	県各課 3人 ・ 行政経営課 ・ 地域づくり推進課 ・ あきた未来戦略課 ・ 高等教育支援室	必要物資量の予測※（～12H） プッシュ型支援の要否の判断※（～24H） 物資拠点開設要否の判断と開設場所や開設日時等の決定※（～24H） 必要に応じて県外への物資拠点の開設要請※（～24H） 義援物資の物資提供申出及び物資供給要請の受理とその進行管理 在庫情報の管理
調整グループ （以下「調整G」という。）	県各課 4人 ・ 観光戦略課 ・ 県民生活課 ・ 農業経済課 ・ 水田総合利用課	義援物資の受入品目や受入制限品目の決定※（～24H） 物資拠点の職員や資機材等の確保※（～72H） 提供申出のあった義援物資の受入先の決定 供給要請のあった物資の調達先の決定
物流グループ （以下「物流G」という。）	県トラック協会 1人 県倉庫協会 1人 県各課 2人 ・ 交通政策課 ・ 産業政策課	物資拠点の被災状況確認と開設の承諾要請※（～72H） 物資拠点の職員や資機材等の確保※（～72H） 輸送事業者への配車指示 物資拠点からの出庫指示 物資拠点への入庫指示
計	計 12人	県庁各課 10人、県トラック協会 1人、県倉庫協会 1人

（「主な役割」欄の※印のある項目は、発災初期に必要となる業務であり、（ ）内の文字はその業務が終了する目安の時間である。）

**第2章 発災初期の作業工程**

発災初期における物資班及び物資拠点の作業工程は、災害の規模や物資量等により大きく異なるが、概ね次の工程を目安に作業を進める。



**第3章 各工程の作業概要**

**第1 避難者数及び物資量の予測等**

**1 避難者数の予測**

情報Gは、物資拠点の開設やプッシュ型支援等を迅速に判断するため、次により避難者数や必要な物資量を予測する。

- ① 地震災害の場合は震源域・マグニチュード・震度等を、河川氾濫の場合は雨量や河川水位等の情報やハザードマップを確認
- ② 県の現地派遣職員や防災関係機関から報告された被害状況や避難者数等を確認
- ③-1 地震の場合で、①・②が「秋田県地震被害想定調査報告書」（別紙2）の想定地震に類似する場合は、当該調査報告書における避難者数や実避難者数を参考に、避難者数を予測
- ③-2 ③-1以外の場合は、①・②の状況や実避難者数、直近の「国勢調査における小地域別人口」（別紙3）を参考に、避難者数を予測

**2 物資量の算定**

上記「1」で予測した避難者数に対し、「避難者1人あたりの必要物資量」（別紙4）等を参考にしながら、下記の計算式より必要物資量を算出する。

品目	計算式
飲料水、食料、粉ミルク、紙おむつ、生理用品、トイレットペーパー	「予測した避難員数」×「避難者1人あたりの必要物資量」×日数
毛布、タオル	「予測した避難員数」×「避難者1人あたりの必要物資量」
その他の物資	被災市町村の希望を参考に算定

※1 日数について、初回は「3日間」を基準としながら、被災市町村と調整を行い決定する。

※2 2回目以降は市町村の希望を聴取しながら、必要物資量の算定を行う。

**第2 物資拠点の開設**

**1 物資拠点開設の判断等**

**(1) 物資拠点の開設判断**

情報Gは、被害状況や必要物資量を把握したうえで、事務局長及び物資班長の指示のもと、次の基準により物資拠点の開設の要否を判断する。

【物資拠点の開設基準】

- ① 後日必要となる義援物資の提供申出が多数あり、一旦保管が必要な場合
- ② 義援物資の受入希望が多数あるため、物資提供者が受入先に直接輸送できない場合

③ 多数の品目の供給要請があり、効率的な輸送のため、それらをまとめて輸送する必要がある場合

## (2) 物資拠点の選定

物資拠点の開設・運営には、物流事業者、施設の管理者、地元市等の協力が必要なことから、情報Gは当該関係者と調整し、事務局長及び物資班長の指示のもと、被害のない（又は少ない）市にある施設の中から次の選定基準により最適な施設を選定する。

【選定基準1】・・・一次物資集積拠点リスト（別紙5）にある施設について、次の順に選定

- ① 県が指定している物資拠点
- ② 県倉庫協会が指定している民間倉庫

【選定基準2】・・・選定基準1に該当する施設の中で、以下の条件が有利な施設を選定

- ① 電気や通信などのライフラインが確保できる
- ② 使用可能なスペースが広い
- ③ 遠方からのアクセス又は被災地へのアクセスに優れている
- ④ 施設内でのフォークリフトの使用やトラックの乗り入れが可能
- ⑤ トラック等の待機スペースが広い
- ⑥ 速やかな開設が可能

## (3) 物資拠点開設の承諾要請及び被災状況等の確認

上記(2)の選定に当たり、物流Gは、次の役割により、一次物資集積拠点リストにある施設の所有者等に、物資拠点開設の承諾を求めるとともに、物資拠点被災状況チェックシート（別紙6）により被災状況を確認する。

物流Gの担当職員	承諾要請及び被災状況の確認先
物流G（県職員）	県指定の一次物資集積拠点
物流G（県倉庫協会）	県倉庫協会指定の民間施設

## (4) 県外への物資拠点の設置

情報Gは、県内に物資拠点を設置することが困難な場合は、事務局長及び物資班長の指示のもと、東北運輸局を通じて隣県等への物資拠点の設置を要請する。

## 2 物資拠点の開設準備

### (1) 受入開始日時等の決定

県内に物資拠点を開設する場合、情報Gは物流Gと調整し、事務局長及び物資班長の指示のもと、次を目安に、物資拠点での受入開始日時及び運営時間を決定する。

【物資拠点での受入開始日時等の目安】

- ① 受入開始日時：発災から72時間後
- ② 運営時間：当面は毎日24時間体制

その後は入出庫の状況を踏まえながら、運営時間の短縮等を判断

### (2) 物資拠点の体制

物資拠点には、班長のほか各グループをおき、各グループの所属や人数及び主な役割を次のとおりとする。なお、人数については、災害の規模や物質量等により異なるほか、24時間体制も想定される。また、フォークリフトによる入出庫が可能となる前に、物資を受け入れる場合も考えられる。このため、物資班各グループ及び物資拠点の班長が連携し、物資班長及び事務局長の指示のもと、増員や交代要員の確保などにより体制を維持する。

	人数	配置する職員の所属(人数)	主な役割	
班長	1人	県振興局1	物資拠点の総括	
管理グループ	施設管理	2人	施設管理者2	施設使用の助言、施設・設備の維持管理
	入出庫管理	5人	県倉庫協会会員事業者5	入庫可否判断、仕分け・出庫・保管場所指示
	情報管理	3人	県倉庫協会会員事業者1、県振興局1、地元市1	物資班との調整、在庫情報の管理

作業グループ	警備・車両誘導	3人	警備業者3	入庫車両チェック、車両誘導
	後方支援	3人	県トラック協会会員事業者1、 県振興局1、地元市1	資機材等の手配・維持、要員管理
	フォークリフト操作	8人	県トラック協会及び県倉庫協会 会員事業者8	フォークリフト操作
	作業要員	30人	県トラック協会及び県倉庫協会 会員事業者20、県振興局5、地元市 5	入出庫・仕分け、在庫確認
計		55人		

### (3) 物資拠点の職員確保

物資班の各グループは、次の役割により、物資拠点に配置する職員を確保する。

物資班の担当職員	確保する職員（調整相手先）
調整G	県振興局8人、地元市7人、
物流G（県職員）	施設管理者2人（県指定施設の場合）、警備業者3人
物流G（県トラック協会）	県トラック協会及び県倉庫協会会員事業者35人
物流G（県倉庫協会）	施設管理者2人（県倉庫協会指定施設の場合）

### (4) 物資拠点の資機材確保

物資班の各グループは、次の役割等により、物資拠点に必要な資機材等を確保する。

調達担当者	資機材等の種類	数量	調達先	備考
調整G	ノートPC	3台	県地域振興局及び デジタル政策推進課	
	ドラムリール	3台	県地域振興局 (備蓄倉庫)	停電時
	発電機、投光器、燃料携行缶	各2台		
	コピー用紙等消耗品	1式	県地域振興局	不足する物品は施設 管理者に提供を 要請
	衛星携帯電話	2台	総合防災課	通信輻輳時
物流G (県職員)	フォークリフト用燃料	各200ℓ	県石油商業協同組合	以後も逐次配送を 要請
	加入電話回線	4回線	NTT東日本秋田支店	新設までは施設管 理者に機器使用を 要請
	FAX複合機	1台	リース業者	
	スマートフォン	3台	NTTドコモ東北支社 秋田支店	災害時優先回線
物流G (県倉庫協会)	フォークリフト	8台	県トラック協会 県倉庫協会会員事業者 リース業者	一次物資集積拠点 リスト(別紙2-2) にある機材等を中 心に調達
	パレット	600枚		
物流G (県トラック協会)	フォークリフト用ドラム缶	6個	ホームセンター	ガソリン・軽油用 各1
	ドラム缶用手動ポンプ	2個		

**第3 プッシュ型支援の実施**

**(1) 被害等の状況確認及びプッシュ型支援の判断**

市町村が自ら物資を調達・供給できない場合、市町村から県に物資の供給要請があるが、市町村が壊滅的な被害を受けた場合など、市町村が県に要請できない状況にあると判断した場合には、県がプッシュ型支援として、市町村からの要請を待たずに必要な物資を提供する。

このため、情報Gは、県の災害対策現地派遣職員や防災関係機関等から次の状況を確認のうえ、事務局長及び物資班長の指示のもと、プッシュ型支援の要否を決定する。

**【確認すべき事項】**

- ① 市町村の役場庁舎・支所及び市町村内の被災状況
- ② 市町村との通信確保の状況
- ③ 避難所の開設・避難者数の状況
- ④ 避難者への物資調達・提供の状況
- ⑤ 県によるプッシュ型支援に対する市町村の意向

なお、プッシュ型支援の量が過大な場合や、市町村が物資を提供できる体制が整っていない場合のプッシュ型支援は、被災地の一層の混乱を招くことから、プッシュ型支援を決定するには、必要に応じて、県内各市町村や全国からのプッシュ型支援の状況の把握や調整、避難所での支援物資の管理や提供を行う要員の支援も合わせて検討する。

プッシュ型支援の実施決定後、情報Gは速やかに市町村の受入体制を確認し、支援の実施を当該市町村に伝達する。

**(2) プッシュ型支援の輸送先や品目等**

情報Gは、次の基準を参考に輸送先や提供する品目・数量を決定する。

**【プッシュ型支援の基準】**

輸送先：避難所の開設状況が確認できる場合は、各避難所

避難所の開設状況が確認できない場合は、小学校区又は中学校区ごとの代表的な避難施設（学校・公民館等）

品目・数量等

品目	数 量	備 考
食料	避難者数×3食×3日分	次の順に調達可能なものを提供 1 市販の弁当・おにぎり・パン等（賞味期限に留意） 2 市販のレトルトパック・缶詰等 3 備蓄しているアルファ化米・副食等
飲料	避難者数×3ℓ×3日分	次の順位で調達可能なものを提供 1 給水車による給水（給水袋を含む） 2 市販のペットボトル飲料 3 備蓄している保存水
毛布	避難者数×2枚	備蓄している毛布

※1 避難者数は、各避難所の避難者数が確認できる場合は当該避難者数を、確認できない場合は第1の「避難者数等の予測」で予測した避難者数を用いる。

※2 食料については、調理不要の食品を優先しながら調整を行う。

**第4 救援物資の調達・輸送・提供**

**1 救援物資の提供方法**

被災市町村への救援物資の提供には次の方法があり、物資班は、第3の救援物資の提供方法別作業フローにより、迅速かつ円滑な物資提供を行う。

- ① 義援物資の提供・・・他の自治体や民間事業者等から寄せられる義援物資を、被災市町村からの要請に応じて輸送する方法
- ② プル型支援・・・被災市町村からの要請に応じて、物資を確保・輸送する方法
- ③ プッシュ型支援・・・被災市町村からの要請を待たず、県の判断で物資を確保・輸送する方法

2 救援物資に関する情報管理

(1) 情報Gによる進行管理

義援物資の提供の申出、プル型支援の要請及びプッシュ型支援の実施に関する情報は、情報Gが一括して受理して進捗状況を管理するとともに、その後の問い合わせ等に対応する。

(2) 情報Gの作業フロー

① 義援物資の提供の申出またはプル型支援の要請があった場合、情報Gは、次のカードを作成し、調整Gに配布するとともに、次の一覧表に入力する。なお、プッシュ型支援に関する情報もプル型支援と同じ様式で管理する。

	使用する物資カード	入力する一覧表
義援物資の提供の申出	物資提供カード（別紙7） （以下「提供カード」という。）	物資提供情報一覧表（別紙9）
プル型支援及びプッシュ型支援	物資要請カード（別紙8） （以下「要請カード」という。）	物資要請情報一覧表（別紙10）

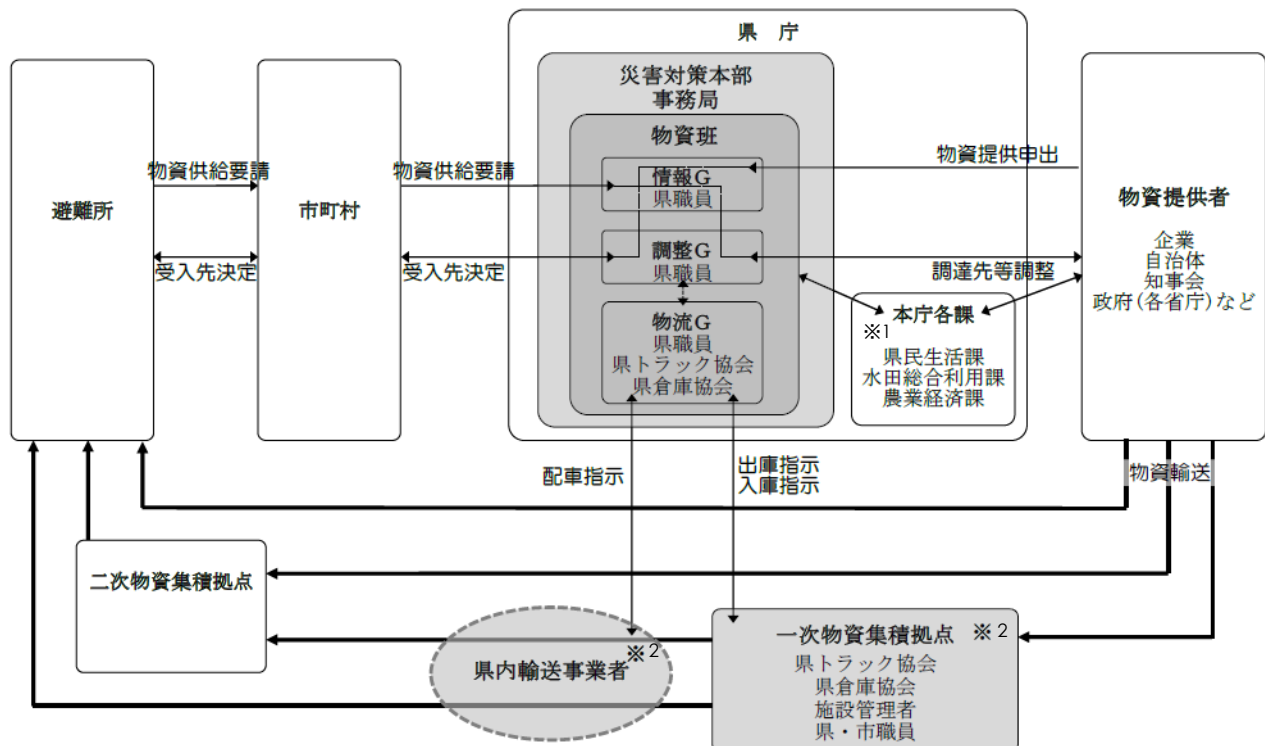
- ② 物資提供及び物資要請の情報は、発災直後は電話による受付も行うが、可能な限り速やかにFAX・電子メール等による提供カード及び要請カードの受理に移行する。
- ③ 調整G又は物流Gが受入先や調達先、配車等を調整・決定し、又は受入先が物資を受領し、情報Gに物資カードが配布された場合、情報Gは、その情報をそれぞれの一覧表に入力する。

3 救援物資の調達・供給・輸送

(1) 救援物資の調達・供給・輸送の全体像

救援物資に関する全体像は次のとおりである。

救援物資の調達・供給・輸送の全体像



※1 物資供給に関する本庁各課（災害対策本部各部各班）の所掌業務については、別紙11参照。

※2 一次物資拠点の運営及び一次物資拠点からの輸送について、自衛隊以外に手段がない場合などは、県が自衛隊に対して運営・輸送に関する災害派遣を要請する。

**(2) 義援物資に関する作業フロー**

情報Gから調整Gに提供カード①が配布された場合、その後の調整状況に応じて次のフローにより物資の受入・輸送等を調整する。

調整Gは、被災市町村に受入希望の有無を照会する。

## ① 受入先がある場合

調整Gは、物資提供者に受入先への直接輸送を要請する。

## a 物資提供者が直接輸送を承諾した場合

ア 調整Gは、受入先を決定し、提供カード②を物資提供者、受入先及び情報Gに送付する。

## b 物資提供者が複数箇所への直接輸送を承諾しなかった場合

ア 調整Gは、物流Gに物資拠点での仕分け及び物資拠点からの輸送を依頼する。

イ 物流Gは、物資拠点や輸送事業者と調整して物資拠点での受入日時と物資拠点からの配車日時等を決定する。

ウ 調整Gは、物資提供者には提供カード②を、受入先及び情報Gには提供カード②③を送付する。

エ 物流Gは、提供カード②③を物資拠点及び輸送事業者に送付する。

## ② 受入先がない場合

調整Gは、当該物資が今後必要になるかどうかを判断する。

## a 今後必要になると判断した場合

ア 調整Gは、物流Gに物資拠点での保管を要請する。

イ 物流Gは、物資拠点と調整して物資拠点での保管の可否と、可能な場合の受入日時を決定する。

## (i) 物資拠点で保管が可能な場合

・ 調整Gは、提供カード②を物資提供者及び情報Gに送付する。

・ 物流Gは、提供カード②を物資拠点に送付する。

## (ii) 物資拠点で保管できない場合

・ 調整Gは、新たな物資拠点の設置について事務局長及び物資班長に具申する。

## b 当面必要ないと判断した場合

ア 調整Gは、物資提供者に「必要な場合に連絡する」旨を連絡し、提供カード②にその旨記載し、情報Gに送付する。

**(3) プル型支援及びプッシュ型支援に関する作業フロー**

情報Gから要請カード①が配布された場合、その後の調整状況等に応じて次のフローにより物資の調達・輸送等を調整する。

調整Gは、次の中から適切な方法を選択し、又はこれらを組み合わせ、要請のあった物資を確保する。なお、物資の調達等は、物資班が自ら行うほか、必要に応じて、災害対策本部の関係各部に調達・調整を指示する。

- ・ 県の備蓄物資（別紙12参照）
- ・ 物資拠点で保管している義援物資
- ・ 政府（政府から派遣された職員）への要請
- ・ 県内市町村及び全国都道府県の備蓄物資や協定締結事業者からの物資提供を要請（別紙13参照）
- ・ 県との災害協定締結事業者への要請（別紙14参照）
- ・ 上記以外の卸売・小売事業者等からの調達（上記の協定締結事業者から調達できず、他に調達が可能と見込まれる卸売・小売業者がある場合は、協定締結の有無にかかわらず、これらの事業者に協力を求める）（別紙15参照）

## ① 県の備蓄物資又は物資拠点で保管している物資を提供する場合

調整Gは、物流Gに備蓄倉庫又は物資拠点の物資の輸送を依頼する。

物流Gは、物資拠点や輸送事業者と調整して配車日時等を決定する。

調整Gは、要請カード②を受入先及び情報Gに送付する。

物流Gは、要請カード②を輸送事業者及び物資拠点に送付する。

- ② 事業者からの調達など、①以外の物資を提供する場合  
調整Gは、物資提供者に受入先への直接輸送を要請する。
- a 物資提供者が直接輸送を承諾した場合
- ア 調整Gは、要請カード②を物資提供者、受入先及び情報Gに送付する。
- b 物資提供者が複数箇所への直接輸送を承諾しなかった場合
- ア 調整Gは、物流Gに物資拠点での仕分け及び物資拠点からの輸送を依頼する。
- イ 物流Gは、物資拠点や輸送事業者と調整して配車日時等を決定する。
- ウ 調整Gは、物資提供者には要請カード②を、受入先、物流G及び情報Gには要請カード②③を送付する。
- エ 物流Gは、要請カード②③を物資拠点、輸送事業者に送付する。

#### (4) 作業上の留意点

物資班の各グループが上記のフローにより作業する際は、次の点に留意する。なお、各グループ及び物資拠点の作業工程については、別紙20及び21参照。

- ① 情報G
- a 救援物資の分類や在庫情報は、品目分類表（別紙16）及び在庫管理システム（別紙17）により管理し、物資拠点と情報を共有しながら、常に正確な在庫を把握する。
- b 物資拠点在庫となっている物資は、在庫の一覧表を被災市町村に提供し、有効利用を促す。
- ② 調整G
- a 物資の受入先での円滑な作業を行うため、物資提供者に対し、可能な限り次の事項に協力するよう要請する。
- ・ 一箱に複数の品目を混在させないこと
  - ・ 一箱ごとに内容表示ラベル（別紙18）を貼付して発送すること
  - ・ 提供していただく物資は、直接市町村の避難所や二次物資集積拠点到配送すること
  - ・ 物資拠点到大量の物資を輸送する際は、トラックから直接フォークリフトでの荷下ろしができるように「ウィングボディ車両」に「パレット積み」により輸送すること
- b 弁当などの食料の調達は、製造業者の原材料確保等の必要から、1週間程度の期間の毎食の必要量を一旦把握・発注したうえで、毎食の必要量を一日ごとに確定させて調達する。
- c 輸送車両の円滑な交通の確保のため、物資提供者に対し、災害対策本部事務局情報班に集約されている最新の道路交通情報を提供する。また、緊急通行路を物資輸送車両が通行する場合は、物資提供者に対し、警察署への緊急通行車両等確認証明書の提出を促すとともに、各警察署に対し、緊急通行車両確認証明書等の速やかな交付を要請する。
- d 道路による輸送が困難な場合には、海路・空路・鉄路による輸送について、災害対策本部事務局関係機関調整班と調整する。
- ③ 物流G
- a 輸送車両用及び物資拠点で使用する燃料は、県と県石油商業協同組合との協定に基づき、災害対応型中核給油所からの優先給油を要請する。
- b 物資拠点からの出庫は、特に緊急を要する場合を除き、毎日定時に出庫するよう設定する。  
（例：8時積み込み→11時出庫、12時積み込み→15時出庫、16時積み込み→翌7時出庫）
- c 物資拠点の入庫スペースの確保のため、不要な梱包資材や当面使用しない物資を保管する新たな物資拠点を確保し移送する。
- d 移送した梱包資材は、廃棄物処理業者へ処分を依頼する。

## 第4章 災害に備えた平時の取り組み

### 第1 人材の確保

#### (1) 物流専門家及び運転手等

県トラック協会及び県倉庫協会は、災害時の物流専門家及び運転手等の派遣に備え、会員事業者の中から十分な人数の候補職員を予め指定し、確保に努める。

#### (2) 物資拠点の市町村応援職員

県は県内市町村と連携し、救援物資の輸送や物資拠点の運営に必要な市町村職員の確保に努めるほか、マニ

ュアル等の情報を共有し、災害時の迅速な対応に備える。

## 第2 緊急通行車輛の事前届出

県トラック協会は十分な台数の輸送車両を選定のうえ、最寄りの警察署に対して予め緊急通行車輛の事前届出を行い、災害時における救援物資の円滑な輸送に備える。

## 第3 物資拠点の運営

### （1）機材の調達先の確認

県は、物資拠点の運営に必要な資機材の調達先を把握するほか、災害協定締結事業者と定期的に情報交換を行い、提供可能な資機材や災害時の優先供給について確認を行う。また、県トラック協会及び県倉庫協会は、物資拠点での出入庫や保管に必要な資機材について、県の求めに応じて助言を行う。

### （2）作業体制の整備

県は、県トラック協会及び県倉庫協会と連携し、物資拠点の荷卸及び積込場所や床強度等の物資拠点の構造と特性を確認し、利用可能な資機材の把握に努める。また、救援物資の保管位置や作業動線図等を予め策定し、災害時に滞りなく輸送を行える体制を整備する。

## 災害時等の応援業務に関する協定（橋梁）

秋田県知事（以下「甲」という。）と、社団法人日本橋梁建設協会長（以下「乙」という。）とは、災害時等における秋田県所管施設（橋梁等）の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震・津波・風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等により、甲が管理、若しくは工事中の橋梁等の施設が被災した場合において、発生した災害等の緊急的な応急対策を実施するにあたり、必要な建設資材、技術者及び労力等の確保及びその派遣等について定め、甲及び乙が協力して被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （応援要請の窓口）

第2条 甲及び乙はあらかじめ応援業務に関する連絡担当を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

### （応援業務の種類）

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- （1）橋梁の被災状況の調査及び対策工の検討・取りまとめ
- （2）被災した橋梁の応急対策工事
- （3）前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

### （応援要請）

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

- （1）応援の場所
- （2）被害の状況
- （3）応援業務の内容
- （4）その他必要な事項

### （協力）

第5条 乙の会員は、甲からの応援要請があったときは、できる限り速やかに出動し、甲の指示により応援業務を実施するものとする。

### （費用の負担）

第6条 甲が乙の会員に出動を要請したときは、出動した乙の会員と速やかに工事請負契約を締結するものとし、応援業務に要した費用は甲が負担する。

### （資料の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- （1）地域防災計画
- （2）連絡担当者及び補助者の職、氏名並び連絡方法等
- （3）その他必要な事項

（有効期限）

第8条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成23年3月31日までの期間とする。

ただし、上記に規定する期間満了の一箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときには、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（協定細目）

第9条 この協定に基づく業務の実施に関し必要な事項については、協定細目に定める。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方押印の上、各自1通を保有する。

平成22年9月1日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県  
秋田県知事 佐竹敬久

乙 東京都港区西新橋一丁目6番11号  
西新橋光和ビル9階  
社団法人 日本橋梁建設協会  
会長 須賀安生

## 災害時等の応援業務に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県地域防災計画に基づき、秋田県が社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会に対し、県の地域における災害の予防・応急対策及び災害復旧に関する応援を要するときの必要な事項について定める。

（応援要請の窓口）

第2条 秋田県知事（以下「甲」という。）及び社団法人プレストレスト・コンクリート建設協会（以下「乙」という。）はあらかじめ応援業務に関する連絡担当を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

（応援業務の種類）

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- （1）橋梁の被災状況の調査及び対策工の検討・取りまとめ
- （2）被災した橋梁の応急対策工事
- （3）前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（応援要請）

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文章により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることが出来る。この場合において、甲は後に前記文章を速やかに乙に送付しなければならない。

- （1）応援の場所
- （2）被害の状況
- （3）応援業務の内容
- （4）その他必要な事項

（協力）

第5条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員する。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により、乙の会員が応援業務に要した費用は甲が負担する。

（資料の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- （1）地域防災計画
- （2）連絡担当者及び補助者の職、氏名並び連絡方法等
- （3）その他必要な事項

（有効期限）

第8条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成23年3月31日までの期間とする。

ただし、上記に規定する期間満了の一箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときには、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（協定細目）

第9条 この協定に基づく業務の実施に関し必要な事項については、協定細目に定める。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方押印の上、各自1通を保有する。

平成22年9月1日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1-1  
秋 田 県  
秋田県知事 佐 竹 敬 久

乙 東京都新宿区津久戸町4番6号 第3都ビル  
社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会  
会 長 勝 木 恒 男

## 災害時等の応援業務に関する協定

秋田県知事（以下「甲」という。）と、秋田県橋梁・水門技術協会長（以下「乙」という。）とは、災害時等における秋田県所管施設（橋梁等）の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震・津波・風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等により、甲が管理、若しくは工事中の橋梁等の施設が被災した場合において、発生した災害等の緊急的な応急対策を実施するにあたり、必要な建設資材、技術者及び労力等の確保及びその派遣等について定め、甲及び乙が協力して被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （応援要請の窓口）

第2条 甲及び乙はあらかじめ応援業務に関する連絡担当を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

### （応援業務の種類）

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- （1）橋梁の被災状況の調査及び対策工の検討・取りまとめ
- （2）被災した橋梁の応急対策工事
- （3）前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

### （応援要請）

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

- （1）応援の場所
- （2）被害の状況
- （3）応援業務の内容
- （4）その他必要な事項

### （協力）

第5条 乙の会員は、甲からの応援要請があったときは、できる限り速やかに出動し、甲の指示により応援業務を実施するものとする。

### （費用の負担）

第6条 甲が乙の会員に出動を要請したときは、出動した乙の会員と速やかに工事請負契約を締結するものとし、応援業務に要した費用は甲が負担する。

### （資料の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- （1）地域防災計画
- （2）連絡担当者及び補助者の職、氏名並び連絡方法等
- （3）その他必要な事項

（有効期限）

第8条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成23年3月31日までの期間とする。

ただし、上記に規定する期間満了の一箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときには、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（協定細目）

第9条 この協定に基づく業務の実施に関し必要な事項については、協定細目に定める。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方押印の上、各自1通を保有する。

平成22年9月1日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県  
秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田県秋田市茨島一丁目二番三号  
秋田県橋梁・水門技術協会  
会長 工藤良廣

## 災害時等の応援業務に関する協定細目 （各協定に共通）

### （趣旨）

第1 この協定細目は、「災害時等の応援業務に関する協定」（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### （連絡体制の整備）

第2 協定第2条に定める「連絡担当」は、秋田県建設交通部道路課政策監とし、不在の場合は道路課道路環境・維持班長あるいは同班員とする。

2 休日・夜間を含めた具体の連絡先を秋田県と協会の間で交わすものとする。

また、当該連絡先に変更があった場合は、速やかに変更内容を相手方に通知するものとする。

3 協会は、応援業務を速やかに実施するため、次に掲げる項目について、毎年度当初に道路課に通知するものとする。

（1）乙を構成する会員のうち、本協定に賛同する会員（以下「乙の会員」

という）の名簿

（2）乙の会員の応援業務要請時の連絡体制

（3）その他必要と認めるもの

### （応援要請）

第3 協定第4条に定める文書は、別紙「応急対策業務応援要請書（様式1）」により作成するものとする。

2 橋梁等を所管する地方機関においても、当該要請書により道路課に依頼するものとする。この際の要請は道路課の「連絡担当」に要請概要を電話連絡のうえ、ファクシミリ、電子メールにより道路課あて送信するものとする。

3 道路課は、地方機関から依頼を受けたときは、速やかに内容を確認し、協会に応援要請するものとする。

### （応援業務実施者の紹介）

第4 協定第5条において、協会は応援を要請された場合、応援業務実施者を選定し、別紙「応援業務実施者の紹介について（様式2）」により、道路課へ通知するものとし、応援業務実施者は「承諾書（様式3）」により、道路課へ承諾書を提出するものとする。

また、道路課は地方機関へこの旨を通知するものとする。

### （協力）

第5 協定第5条に定める甲の指示とは、被災した橋梁等を所管する地方機関による指示を基本とする。

### （費用の負担）

第6 請負契約は地方自治法施行令及び秋田県財務規則に基づき速やかに締結するものとする。

請負契約の精算は、工事日報及び写真・図面等による作業人員、使用機材、使用資材の確認、さらに資材納入・機械リースの伝票等により、協議のうえ行うものとする。

### （災害補償）

第7 応援業務に従事した者が、当該応援業務に従事したことにより負傷し、あるいは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、応援業務実施者の責任において行うものとする。

（被災状況等報告書の書式）

第8 協会の会員は、被災状況の調査依頼を受けた場合は、別紙「被災状況等報告書（様式4）」に基づき報告書を作成し、早期に第1報を提出し、調査の進捗に合わせ逐次報告書を提出するものとする。

附則

この細目は、「災害等の応援業務に関する協定」の締結日から施行する。

（注）「秋田県建設交通部」を「秋田県建設部」に読み替える。

〃 「道路環境・維持班」を「道路環境・維持チーム」に読み替える。



様式2（第4関係）

〇〇-〇〇〇〇  
平成 年 月 日

秋 田 県 知 事 様

協会長

応援業務実施者の紹介について

平成 年 月 日付け〇〇-〇〇〇〇により要請があった応急業務実施者は、以下のとおりです。

応援業務 箇所					
実 施 者	住所				
	会社名 代表者				
	連絡先	職 氏 名			
		TEL		FAX	
E-mail					

様式3（第4関係）

平成 年 月 日

秋 田 県 知 事 様

会社名

応援協力業務実施者 印

承 諾 書

平成 年 月 日付け〇〇-〇〇〇〇により要請のあった応急対策業務の実施について承諾します。

様式4（第7関係）

## 被災状況等報告書第 報

発信時刻	年 月 日 ( ) 時 分		
発 信 者	会社名：	受 信 者	課・班名：
	発信者：		受信者：
	連絡先：		※受信者記入 連絡先：
路線・橋名等	位置、箇所等		被災施設名称に○
	_____市町村		照明、高欄、地覆、舗装、床版、伸縮装置、支承、橋台、橋脚、護岸、擁壁、 ( )
調査月日	年 月 日 ( ) 時 分		
調 査 者	会社名：	調査者：	
被 災 状 況			
① 被災の状況（被災部位、被災の程度等）			
被災部位を示す簡略図		・説明文（箇条書き）	
② 周辺の状況（河川状況、護岸、周辺道路、家屋、工作物の状況等）			
③ 交通の状況（通行の可否、通行規制・荷重制限等の必要性等）			
④ 被害拡大の見通し			
⑤ その他			

※必要に応じて写真、図面を添付のこと。対策工の検討・取りまとめは任意様式とする。

## 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）及び一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、秋田県内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は秋田県以外の都道府県で災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

### （支援協力の要請）

第2条 甲は、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対し、支援の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、協力を行うものとする。

3 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により、乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

4 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルートの変状状況に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保及びその他の必要な支援に努めるものとする。

### （支援協力の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- 一 物資等の輸送力の提供
- 二 荷役作業
- 三 物資の調達及び供給
- 四 物資拠点の提供及び運営
- 五 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認めるもの

2 甲は、前項の業務を円滑に実施するため、乙に対して物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣を要請することができる。

### （要請の方法）

第4条 甲は、前条の支援協力が必要と認めるときは、「物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書（様式第1号）」により、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、事後速やかに書面を乙に提出するものとする。

### （支援協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、乙が可能と認める範囲内において、当該要請に基づく業務を行うものとする。

## （報告）

第6条 乙は、前条の規定による業務を実施したときは、速やかに「物資の輸送・荷役等に関する業務実施報告書（様式第2号）」により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、後日速やかに書面を提出するものとする。

## （費用の負担）

第7条 第5条の規定による業務に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法第68条又は第74条第1項の規定により、甲が他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、災害応急対策を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定するものとする。

## （費用の支払）

第8条 第5条の規定による業務に要した費用については、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

## （損害補償）

第9条 第5条の規定による業務に従事した者が、本業務を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

## （第三者への損害賠償責任）

第10条 乙は、第5条の規定による業務の実施中に、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員運送事業者で協議の上、決定するものとする。

3 乙は、第5条の規定による業務の実施中に、自らの責めに帰することができない理由により第三者に損害を与えた場合は、甲と乙が協議の上、その対応にあたるものとする。

## （連絡責任者の報告）

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、「災害時における連絡窓口（様式第3号）」により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

## （情報提供）

第12条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報を互いに提供するよう努めるものとする。

## （協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

## （有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年2月15日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐 竹 敬 久

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

一般社団法人A Z - COM丸和・支援ネットワーク

理 事 長 和 佐 見 勝

（様式第1号）

年 月 日

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク理事長 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

## 物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり支援協力を要請します。

## 1 災害の状況

## 2 支援協力の要請内容

支援協力を要請する業務	<input type="checkbox"/> 物資等の輸送力の提供 <input type="checkbox"/> 荷役作業 <input type="checkbox"/> 物資の調達及び供給 <input type="checkbox"/> 物資拠点の提供及び運営 <input type="checkbox"/> その他、甲が必要と認めるもの
具体的な業務内容	
業務の実施場所	
支援協力の要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

（問い合わせ先）

担 当

電 話

F A X

E-mail

(様式第2号)

年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク理事長

## 物資の輸送・荷役等に関する業務実施報告書

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書」第6条の規定に基づき、次のとおり業務の実施内容を報告します。

1 業務を実施した期間 年 月 日から 年 月 日まで

## 2 業務の実施内容

事 項	内 容
調達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
荷役作業場所	
荷役作業量	
物資拠点の提供及び運営	
物資拠点に搬入・保管する物資の品目・数量・保管期間	
連絡調整員の派遣場所	
その他業務	
備 考	

(問い合わせ先)

担 当

電 話

F A X

E-mail

（様式第3号）

## 災害時における連絡窓口

## 1 秋田県（ 現在）

所在地		〒	
担当部署	名称		
	電話番号（一般）		
	電話番号（衛星）		
	FAX番号（一般）		
	E-mailアドレス		
担当者	第1順位	職氏名（ふりがな）	
		電話番号（職場）	
		電話番号（携帯）	
		E-mailアドレス	
	第2順位	職氏名（ふりがな）	
		電話番号（職場）	
		電話番号（携帯）	
		E-mailアドレス	

## 2 一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク

所在地		〒	
担当部署	名称		
	電話番号（一般）		
	電話番号（衛星）		
	FAX番号（一般）		
担当者	責任者	職氏名（ふりがな）	
		電話番号（職場）	
		電話番号（携帯）	
		E-mailアドレス	
	第1順位	職氏名（ふりがな）	
		電話番号（職場）	
		電話番号（携帯）	
		E-mailアドレス	
	第2順位	職氏名（ふりがな）	
		電話番号（職場）	
		電話番号（携帯）	
		E-mailアドレス	

## 道路・橋梁施設及び長大トンネルの防災設備整備の現況

## 【道路・橋梁施設の現状】

区 分	管理区分	道路延長 (km)	橋梁 (箇所)	横断歩道橋 (橋)
指 定 国 道	国土交通省	514.4	632	21
指 定 外 国 道	県	870.7	754	2
主 要 地 方 道	県	1,257.1	747	5
一 般 県 道	県	1,111.5	805	1
市 町 村 道	市町村	19,950.5	8,556	7
高 速 道 路	東日本高速道路(株)	203.2	372	0
計	—	23,907.4	11,866	36

※出典 道路延長：「道路統計年報 2021」、橋梁・横断歩道橋：「道路メンテナンス年報（2025年8月）」

## 【長大トンネルの防災設備整備現況】

路線名	トンネル名	延 長	防 災 設 備						
			消 火 栓		自 動 噴 霧 機		貯水槽	照明設備	待避所
			設置箇所	箇所	設置 区画	区画			
国道 46 号	仙 岩	2,544m	50m 間隔	51	—	—	230m <sup>3</sup>	LED 246 基	3
東 北 縦 貫 自 動 車 道	坂 梨	上り 4,254m (2,745m) 下り 4,265m (2,764m)	〃	170	—	—	60m <sup>3</sup>	LED 1,546 基	5
国道 108 号	仙 秋 鬼 首	3,527m	〃	71	—	—	60m <sup>3</sup>	LED 219 基	3
秋田自動車道	山 内	2,439m	〃	50	—	—	60m <sup>3</sup>	LED 349 基 高圧ナトリウム 276 基	6
県道 秋田北野田線	秋 田 中 央 道 路	2,015m	〃	41	1 区画 50m	41	535m <sup>3</sup>	基本照明 Hf32 269 入口照明 NHT110～360 220	避難口 4 箇所 非常駐 車帯 2 箇所